

令和8年度 第1回松戸市成年後見制度利用促進協議会 議事録

日時：令和8年6月23日（火） 午後1時30分から午後3時00分まで

場所：松戸市役所 新館7階 大会議室

○出席委員：9名

萩原得誉委員（会長） 小金井秀一委員（副会長） 佐藤瑠子委員 古澤肇委員
蒲田孝代委員 和泉康子委員 玉村公樹委員 鷲田直子委員 佐藤美穂子委員

○オブザーバー

千葉家庭裁判所 松戸支部（2名）

○事務局出席者

福祉長寿部	川崎部長
地域包括ケア推進課	松崎課長 関根課長補佐
障害福祉課	神山課長補佐

【1 開会】

【2 傍聴者の報告】

【3 報告・議題1）令和7年度 成年後見制度利用促進に係る取組について 2）令和8年度 成年後見制度利用促進に係る取組について】

○会長

それでは議事に入りたいと思います。

報告議題の資料1と資料2の令和7年度と令和8年度を事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、資料1「令和7年度成年後見制度利用促進に係る取組について」ご報告いたします。

まず、1ページ目をご覧ください。

なお、本協議会に係る取組報告につきましては、前年度の第3回松戸市成年後見制度利用促進協議会においてご報告した内容を含んでおりますので、本日は要点を中心にご報告いたします。資料に記載しております①から④の「広報機能」「相談機能」「利用促進機能」「後

見人支援機能」は、国が示す「成年後見制度利用促進基本計画」において、地域連携ネットワークおよび中核機関が担うべき機能として位置づけられております。本協議会では、これらの機能ごとに課題を整理し、その改善策について検討を進めてまいりました。

続いて、2ページ目をご覧ください。

まず、①広報機能についてです。適切な知識に基づく制度活用の促進や、把握した権利擁護ニーズを適切な支援につなげるための周知、さらに支援者向け手引きの理解促進を目的として取り組んでまいりました。

市内3圏域において、市民向けの地域巡回講演会および個別相談会を年9回開催いたしました。講演会には、弁護士・司法書士・社会福祉士の専門職を講師としてお招きし、地域巡回講演会には247名、個別相談会には、11名の参加がありました。

また、支援者向け研修会を開催いたしました。昨年度は、「成年後見等の申立てを考える～最期まで自分らしく安心して生活するために」をテーマに、ふくろう法律事務所 松宮良典氏を講師にお招きし、意思決定支援に関する講演と、支援者向け手引きを活用した演習を実施いたしました。当日は53名の参加がありました。

さらに、普及啓発の取り組みとして、市役所内連絡通路を活用し、権利擁護支援に関する周知を年間3回実施いたしました。

続いて、②相談機能についてです。

相談窓口の周知を目的として、講演会やイベントなどにおいてチラシ配布を行いました。

また、「松戸市成年後見相談室」において、市民や支援者からの相談に随時対応するとともに、ケース会議等への専門職派遣事業について、関係機関への周知を行いました。

続いて、3ページをご覧ください。

③利用促進機能についてです。

成年後見制度勉強会を開催し、午前は市民および支援者を対象とした勉強会、午後は市民後見協力員を対象としたスキルアップ研修会を実施いたしました。

また、市民後見協力員を対象とした勉強会では、認知症に関する正しい知識を学び、今後の活動に活かしていただくことを目的として実施し、17名の参加がありました。なお、ページ下段の表には、令和7年度市民後見協力員の活動状況を記載しております。しづなるあ いず及び早稲田成年後見サポートセンターの協力員延べ人数、訪問対象者のべ人数、延べ訪問日数につきましては、過去3年間を通じて横ばい傾向が続いております。

最後に、④後見人支援機能についてです。

令和7年度は、成年後見人等就任以前から関わっている支援者と、申立てを経て就任した成年後見人等の連携状況を把握するために、一次相談窓口および近隣自治体を対象としたアンケート調査を実施いたしました。

資料1「令和7年度成年後見制度利用促進に係る取組について」の報告は以上となります。

続きまして、資料2「令和8年度成年後見制度利用促進に係る取組」について、ご説明いたします。

1 ページ目をご覧ください。

まず令和8年度の松戸市における中核機関の体制や協議会についてご説明いたします。本協議会は令和2年度に立ち上げ、委員の皆様にご意見をいただきながら、本市の地域連携ネットワークのあり方や中核機関の体制について検討してまいりました。

令和8年度の本協議会は年2回の開催を予定しており、松戸市成年後見制度利用促進協議会設置要綱に基づき、委員の任期は2年であるため、改選は行いません。

資料にある①から④につきましては、先ほどご説明させていただいたとおり、本協議会では、この機能別に各場面での課題やその改善策を検討いたします。

また、本市における権利擁護支援の中核となる機関、いわゆる「中核機関」は、令和2年度より立ち上げており、令和5年度からは、本市及び NPO 法人成年後見センターしぐなるあいずにて機能分散型として業務を担っております。なお、しぐなるあいずには、本市より「松戸市成年後見相談室」を委託しております。

2 ページ目をご覧ください。各機能の目標を記載しております。

「①広報機能」につきましては、「本人の状態や状況に適した制度活用に向けた周知」「対象者に応じた相談窓口の周知」「権利擁護支援が必要な方を支援機関に繋ぐことを目的とした支援者や地域住民のアンテナの向上」を挙げております。

「②相談機能」につきましては、「相談事例の定期的な分析及びニーズ等の検証」「成年後見相談室の利用促進」を目標としております。

「③利用促進機能」につきましては、「市民後見協力員の役割の認知度向上」「日常生活自立支援事業を含めた関連諸制度の違い、利点や課題を理解した上で、支援者間で適切な活用を検討しやすい体制づくり」を挙げております。

「④後見人支援機能」としては、「親族後見人の実状の把握」「後見人等就任後における、権利擁護支援チームの円滑な課題整理及び引継ぎの在り方に関する検討」を目標としております。

3 ページ目をご覧ください。各機能の取組を記載しております。

まず、「継続取組」についてご説明させていただきます。

「業種ごとに作成したチラシの配布」は権利擁護支援を必要とする方への気づきや支援機関への繋ぎを促す観点から、継続してまいります。

「地域巡回講演会・個別相談会」は制度や窓口の認知度向上の観点から、「支援者向け研修会」はスキルの向上、「ケース会議等への専門職派遣事業」は適切な制度活用の観点で継続する取組として記載させていただいております。また、隔年開催の「市民後見協力員養成講座」につきましては、令和8年度は実施年度となります。

4 ページ目をご覧ください。

続きまして、「新規取組」についてご説明させていただきます。

「成年後見制度等の適切な活用に向けたパンフレットの作成」「支援者向け 成年後見制度活用に向けた手引きの改訂」を新規取組として挙げております。作成に向けた検討にあた

りましては、本協議会の場を活用しながら、ご知見の深い委員の皆さまにもご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。各取組の詳細につきましては、後程ご説明させていただきます。

なお、「継続取組」「新規取組」を行うにあたっては、国により令和9年度以降の策定が予定されている「第三期成年後見制度利用促進基本計画」の動向を注視しつつ、成年後見制度の利用促進を引き続き取り組んでまいります。

ここからは、委員の皆様からご意見をいただきたい事項についてご説明させていただきます。事前に配布しております、5種類のパンフレットや手引きをご確認のうえ、資料をご覧ください。

5ページ目をご覧ください。

本人の状態に適した制度・事業への繋ぎを円滑にすることを目的に、成年後見制度等に関する相談窓口を明確にした「成年後見制度等の適切な活用に向けたパンフレット」の作成を検討しています。

本パンフレットは、8ページ構成で、日常生活自立支援事業と任意後見制度、法定後見制度に関する概要説明やフロー図、権利擁護支援検討チェックシート、相談窓口一覧を掲載することを検討しております。

第二期計画において、成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解や相談窓口の明確化について言及されており、対象者に合わせた啓発や任意後見・補助・保佐に関する周知活動の強化が求められていることから、現在松戸市で発行しているチラシ・パンフレットの内容を整理・統合していきたいと考えております。

これは、制度の違い・特徴、対象者、相談窓口等を発信することにより、市民や支援者に適切な知識を身につけていただき、必要な時に必要な制度・事業に繋がることができる体制の一助にさせていただくことを目的としております。

6ページ目をご覧ください。

「支援者向け 成年後見制度活用に向けた手引きの改訂」についてご説明いたします。

本手引きは、一次相談窓口で相談を受ける職員の質の平準化を目的として、令和4年3月に作成し、改訂を重ねております。しかし、実情としては、ケアマネジャーなどの支援者も閲覧できるものとして作成しているため、一次相談窓口の職員として必要な情報を網羅しきれない現状があります。そこで、対象者を一次相談窓口の職員向けに絞り、実務をするうえで、より活用しやすいものと改訂をしていきたいと考えております。

ケアマネジャーなどの支援者向けの情報は、先ほどご説明した新規作成予定のパンフレットに、必要な情報を盛り込むことで、すみ分けをしたいと考えております。

手引きの改訂イメージとしては、現在のものを基盤としながら、活用する事業・制度が判断しやすくなる情報や、成年後見人等選任前後の本人の権利擁護に資する情報を追記することで、より一層実用性の高いものとなる情報を精査し、改訂を進めたいと検討しております。

また、本日の場以外でもお気づきの点等がございましたら、当日配布資料「ご意見票」を協議会終了後にメールにて送付いたしますので、令和8年7月17日（金）までに事務局までご返送ください。どうぞよろしくお願いいたします。

資料2のご説明は以上となります。

○会長

先ほどの説明にもあったように今日のテーマとしては令和8年度の取り組み事業のパンフレット等について皆さんからご意見をいただきます。

その前に、令和7年度の取り組み報告もありましたので、まずその取り組みについて何か皆さんから質問等がありましたら先にこの部分だけを受け付けますがいかがでしょうか。

○委員

2ページの②のケース会議等への専門職の派遣事業の関係機関の周知について、ケース会議の専門職派遣事業があまり増えてないということでしょうかという質問が1つ。

あとは、最後の3ページの後見人支援機能で令和7年度の活動で各一次相談窓口や近隣自治体にアンケートを行ったとのことですが、もし何かここで、報告できるようなことがあれば教えていただければと思います。パンフレットにも活用できるかなと思って聞いております。

○会長

ありがとうございました。事務局回答お願いできますか。

○事務局

ケース会議等への専門職派遣について、関係機関への周知を行った理由につきましては、おっしゃられる通り、現状としてなかなかケースとして相談が上がってこなかったということもございまして、改めて関係機関へ周知の方をさせていただいたところになります。

続きまして、後見人支援機能に関するところですかね。

○委員

既に調査されていると思うのですが、すでに集計されてるものがあれば教えて欲しいと思います。

○事務局

昨年度の協議会で報告をさせていただいておりますが、アンケートにつきましては一次相談窓口と、近隣自治体の担当課の方にアンケート調査の方をさせていただいた経緯がございます。

支援者の方が課題と感じてる点につきましては後見人の活動の中で個人の裁量で行われている部分があるんじゃないか、期待してる成年後見人の役割と、成年後見人が行うことができる業務の認識に差異があるというような後見人の取り組みに関する部分と、市民の認識の違いが見えたりですとか、あとは専門職との引き継ぎがうまくいかなかったりなどが、アンケート結果より出ております。

近隣自治体のアンケート結果につきましては調査対象自治体数そのものがそう多くないのですが、支援チームや後見人との情報共有、支援方針に関する連携についてあがっています。課題としましては、受任調整の部分や支援方針において後見人と各支援者との考え方の違いが出てきているなどの課題が見えております。以上です。

○委員

ありがとうございます。

前回のときもあったと思うんですけども、今後手引き改訂をするにあたってその辺りが1つポイントになってくるのかなと確認でした。以上です。

○会長

ありがとうございました。

そうしましたら報告のありました令和8年度の取り組みについてに移りたいと思います。継続取り組みについて、資料2のスライドの、3ページの地域巡回講演会というところの部分がありまして今年度からは機能分散型ということで NPO 法人成年後見センターしぐなるあいずの方が運営を担当するということになっております。

現時点で講演会の開催ですとかテーマ等に決まってることがもしございましたら、報告をいただきたいのですが、〇〇委員お願いできますでしょうか。

○委員

今年度から3圏域に対し、講演会だとか個別相談会をやることが決まり、私どもの法人が受けるということになりましたが、講演会の日程やテーマは既に決まってはいるんですが、市としっかり協議しきれてなかったというところもありまして、詳細について今日の段階では言えません。

今年度の詳細は近いうちに皆さんの方にチラシが行くと思いますので、それまでお待ちくださいませ。

○会長

ありがとうございました。

あとは、この継続取り組みの部分について皆さんの方から何か他にございますでしょうか。先ほど〇〇委員から指摘がありましたけどケース会議の派遣の事業というところにつ

いて、利用しやすいようにすることは1つご指摘の通りかなと思いますので、これもお願いいたします。

今日のメインのところで新規の取り組みということでパンフレットと手引きの改訂という話がございました。

まずパンフレットの方の審議をしたいと思います。8ページ以降、スライド5ページの方でありました、重点取り組みの①というところで、このパンフレットの作成について、実際にご意見をいただきたいなと思います。

ご指名で申し訳ないんですけども、ケアマネジャーさんとかをメインターゲットにして作られていると思います。パンフレットについてご意見をいただきたいんですけども。

まずは、社会福祉協議会〇〇委員にお伺いしたいと思うんですけどもいかがですか。

○委員

日常生活自立支援事業と成年後見制度が混ざって受け取られているケアマネジャーさんを時々お見受けするので、成年後見制度は裁判所が審判すると説明します。日常生活自立支援事業と成年後見制度を比べるとわかりやすいと思います。

日常生活自立支援事業の方は千葉県の社会福祉協議会の委託事業なので、そちらの流れがありまして、成年後見制度とは違うところが多いので、そこら辺がわかりやすいようにするといったのかなと思います。以上です。

○会長

ありがとうございました。

実際にアドバイスする側としても日常生活自立支援事業と成年後見制度については説明することが多いと思いますので、その点はひとつ盛り込んだほうがいいというご意見をいただきました。ありがとうございました。

同じように〇〇委員の方でケアマネジャーさんの視点から、ご意見いただければと思います。

○委員

〇〇委員がお話ししていたことについて、経験が長い方は、日常生活自立支援事業と成年後見制度の違いがわかっている方が多いと思うんですが、まだまだ制度の理解をしていない方がたくさんいらっしゃると思うので、勉強会とかそういうところで制度の理解を深めていく体制が必要なのかなと思っております。

○会長

ありがとうございます。

ケアマネジャーさんであれば研修の機会も多かったりするかと思うので、例えばそうい

った研修の資料として使えるというようなものになるといいのかなと個人的には思ったりはしてますね。ありがとうございました。

このパンフレットを新しくというところなんですけど、現在、発行されてるものを統合したりすることを予定してるということなんですけれども、この部分について他の委員の皆様から何か意見があればいただきたいのですがいかがでしょうか。

先ほどお話があったようにご意見票というのが配布されるということなので、見ていただいて、ご意見があればお寄せいただければと思います。

○委員

パンフレットを誰向けに作るのかを意識する必要があると思います。先ほどの成年後見制度の活用に向けた手引きは、一次相談窓口である地域包括支援センターが中心ですかね。そうなるとケアマネジャーさんは一般的なパンフレット等で理解をしてもらい、手引きは地域包括支援センターや基幹相談支援センターが活用するようなものが良いと。あとは厚生労働省が出しているパンフレットは、私も普段最近よく使っている水色のパンフレットがあります。

ご本人やご家族にもわかるように説明するには、提案するケアマネジャーさんが理解してないと難しいところがあるので、そういった点も踏まえた方がよいかと。あとY o u T u b eとか動画みたいなものもたくさん裁判所からも出てますし、いろんなことも出てたりするので、パンフレットだけではなくて、松戸のポータルサイトを作ったらいいのかもしれないです。厚生労働省の場合は、後見ポータルサイトに情報が集まってる状況ですので、ターゲットをどこに絞ってやるか、作業チームを作ってもいいんじゃないかなと。

そうすると、現場の声や一次相談窓口等の専門職の声を吸い上げられるんじゃないかなというふうには思っております。以上です。

○会長

ありがとうございました。

まず最初にご指摘いただいた対象者を明確にするというのは、今日配布された銀行や病院内などを対象にしたチラシとかも作ったと思いますので、そういったように対象者がある程度明確になるようなものができればよいと思いました。

パンフレットの部分で他に何かお気づきの点とかなんでもあれば。

○委員

令和8年度の松戸市の協議会の方向性を検討しているという提案だと思います。

それで考えていきますと、日常生活自立支援事業と成年後見制度の違いについては、先ほど〇〇委員がおっしゃったような問題もあるので、きちんと理解していただけるような作成が1つの骨組みとして重要だと思っています。

このパンフレットに日常生活自立支援事業と成年後見制度の比較を載せるという提案は、とても重要な提案だろうなというふうに思います。

市の今年度の事業は非常に前向きで良いというふうに私は思っております。

今後パンフレットの改正をし、さらに良くわかりやすくするために、周辺の事業との兼ね合いを踏まえて切り換えていこうということです、非常に前向きな提案だというふうに思います。まずはこの基本的な部分をきちんと押さえていただくということが重要なため私は令和8年度の事については賛成をさせていただきたいと思っております。

○会長

ありがとうございました。

私の意見になってしまうのですが、ここのスライドの5番には、書かれてませんけど先ほど口頭で説明がありました任意後見制度についてもお話があったと思うんですが、私もこれが重要なと思います。

先ほど日常生活自立支援事業と成年後見制度とさらに任意後見制度も区別したほうがいいと思いますので対比し、選択しやすいようにぜひ盛り込んでいただけるといいのかなと思います。後見といったときにごっちゃになって考えてる人も結構いらっしゃる、そういう視点で分けし整理するところを1つの目標にするべきなんじゃないかと個人的には思いました。

そしたら一旦、パンフレットの方はこれまでにして次に手引きの方、スライドの6ページになりますけれども。こちらについては一次相談窓口の一步踏み込み、実際に成年後見制度利用というところに進んだ場合の手引きの話になりますけれども。

先に指名してご意見いただければと思いますが、実際に申立ての支援とかも含めてスタート段階の相談を受ける方の意見を伺いたいと思います。

まず〇〇委員の方からご意見いただければと思います。いかがでしょう。

○委員

支援者向けの成年後見制度に向けた手引きということについて拝見しまして、その成年後見制度の概要や本人の権利擁護という観点からすごく網羅的に作成されていて、内容はすごくいいなとは感じました。

ただ、支援での活用場面を考えたときに、検討していただきたい事項が1つあります。活用場面として、一次相談窓口と相談者が、ケアマネジャーさん、もしくはグループホームの管理者さんからの相談になると思うんですけども。4ページ目ですね、制度を検討するチェックリストがありますが、本人の権利擁護の観点からするとすごくよい書き方でとても重要だと思うんですけども。実際の支援の現場を考えると、相談者であるケアマネジャーさんやグループホーム管理者さんが、現場で何が困っているのかっていうところを把握できるチェックリストもあっていいのかなと思いました。

相談の入口は支援の現場の人が困ったから相談しようっていう流れがすごく多いと思います。例えば財産管理面で、本人からお金の無心をされたことがあるとか、自宅に訪問したら、債務者から手紙がいっぱい来てたとか、そういう支援の現場で見聞きするような内容を盛り込むと、ケアマネジャーさんが本人との会話の中で成年後見制度を提案できたり、これまで繋がってこなかった人たちを拾うことができるんじゃないかなと思いました。

まとめると、支援現場に出ているケアマネジャーさんやグループホーム管理者さん、ご家族でいいんですけども、すごく困っていることをキャッチアップできるような項目があってもいいかなと思いました。以上です。

○会長

ありがとうございました。

ケアマネジャーさんをパンフレットの方の対象とするのか、手引きの方を対象とするのか結構難しい問題があって、ある程度踏み込んで支援するケアマネジャーさんとそうじゃないケアマネジャーさんもいると思います。その辺りのすみ分けをどうするのかというのは結構難しくなってくるのかなと聞いてて思っていました。

今〇〇委員の指摘があったように、実際にどういう場面を想定して、「債務整理が必要」、ではなくて、「債務整理が必要な具体的な理由」までを一步踏み込んだ形で書くっていうのも1つの方法なのかなっていうふうには思いました。ありがとうございました。

○委員

タイトルに、一次相談窓口職員向けと書いてあるのがすごくいいなというふうに思いまして、相談員の中で成年後見制度の一次相談窓口という自覚が恥ずかしがらなかったかなというふうに思いまして、この会議に出てるからこそいろんなことがわかってきて、自覚が持てる書き方は良いと思いました。

会長より踏み込んだ内容とありましたが、支援者が実際に支援できるマニュアルになるとすごく便利かなっていうふうに思いました。

それから専門職派遣事業の案内が追加されるというのもとてもありがたいなと思います。実施例があるといいかなあとは思いますが、入れるのは難しいかもしれませんが、これこそ、私たちがイメージしながら結構活用できるんじゃないかなっていうふうに思います。

○会長

ありがとうございました。

対象者を明確にするっていう方向性と実際の支援の動き、流れに応じて使い分けるなどして、両方のベクトルがあるのかなと今のお話を伺って思いました。

あと、自覚をするっていうのは、話がとても新鮮だなというふうに思いました。そういった意味では名称も工夫が必要かなと思いますし、使い分けて使えることが重要かなと思う

のでその辺はもう少し詰めて検討する必要があるのかなというふうに思いました。

専門職派遣事業の話で最後に触れていただきましたけどイメージすることが難しいのだと思いました。

実際に派遣された側の意見としては、どこで行き詰まってるのか支援者側もよくわからない場合もあるので、そこに専門職が加わることでその目詰まりを解消することができるイメージになります。そのため問題点を洗いなおすという趣旨でも使っていただいてもいいのかなというふうに思いました。それも含めて案内方法も工夫が必要だと思います。

副会長お願いします。

○副会長

先日成年後見の相談があって、しおりなんかも使いながら一生懸命説明しまして、最終的に言われたのが、一体いくらかかるのかがケアマネジャーさんから本人からもありまして、支援者向けの手引きの方にも助成金が最大 30 万円が上限ですみたいなことは載ってたりとかはするんですけど、弁護士さんとか司法書士さんに申し立てを依頼したときの費用の平均値みたいなのが何かどこかに載ってるといういなあと思いました。

費用を伝えと、利用しませんという方が一定数います。

○会長

ありがとうございました。

事務局では答えにくいと思うので私の方が代表して専門職の弁護士会という立場で、一応話させていただくと。リーガルさんとかばあとなあさんも、同じだと思いますけど基本的に募集をどのくらいで受けてやるかは、定まったものが実はないと思うんですよね。

弁護士の場合は各弁護士の方がその事務所の基準に従って、決めていいという話になるので、必ずこの 10 万とか 20 万とか明示できず、ましてや松戸市に金額を書かれてしまうと市が出している金額と違うと言われたりすることになると思いますので難しいのになっていうのは個人的な感想です。ただ気になるっていうのはもちろんそうだと思いますので、それは個別に相談をしにきてもらい聞いてもらう形のご案内かなと思います。この辺は非常にニーズが高いと思いますが、回答が出ず難しいところなんだと思いますけれども、一応、弁護士会の方としてはそういうふうになるのかなとは思いますが、何か他団体はどうでしょう。

○委員

会長がおっしゃっていただいたように大変答えにくいところで、報酬は自由に定めていいことになってるので、私が個人で受ける相談のときは、相場としてはこれくらいですよって案内はしてますけれども、公の場で大体これくらいですよっていうのはなかなか難しいので資料に載せることも難しいのかなと思います。

○委員

社会福祉士の場合は、申立て支援はできないというところになっています。申立相談には乗るんですけど、申立て支援って言葉を使わない。むしろ、申立代理人になれるのは弁護士さんだけとか、取り寄せる資料によって違ったりとか、状況によっても違う。その実費の部分と報酬の部分でも違ったりとかあるので難しいところなんだろうなと思うんですけども、一応パンフレットの中に、月額2万円という報酬が記載されており、これが記載されているのはむしろ松戸市ぐらいじゃないかなと思います。

○委員

松戸市の「わかりやすい成年後見制度」のところに、5ページ目、法定後見制度Q & Aで、「費用はどれくらいかかりますか」に、10万円前後と載っているんですけど、これ実費だけだったら絶対10万円しないです。診断書も5000円から1万円ぐらいじゃないでしょうか。鑑定まで進むとかなりしますけど。鑑定の費用まで含めて10万円っていう趣旨ではないような気がするんですけど。今度パンフレットも改訂するってことなので、直した方がよいと思いました。一般の方が見るとちょっと勘違いしてしまうかなあとは思っています。

○会長

ありがとうございました。

副会長がおっしゃったように、一般の方が気にするところは費用だと思います。今後新しいパンフレットができましたら委員の方でも確認をしていただきたいかなというふうには思っております。

手引きの方には話が来てますけどもこの部分で何か、他の委員からでも、今まで話していただいた方でも構わないんですけども。

○委員

2点ありまして、先ほどの支援者が困ってるところのチェックリストがありますが、今後の制度改正を考えていくこと、本人や家族の言葉や意向みたいなものと、支援者の困りごとを踏まえたチェックリストがあるといいのかなと。あとは日常生活自立支援事業から後見制度に移るときのタイミングを考える、そろそろシートというものがあります。その中には、虐待防止のリスクを判断するチェックするところもあります。これは成年後見制度の必要性を判断するチェックなのかなと。

あとは、深刻度に応じてスピーディーにやる必要があるので、候補者を検討する受任調整会議も掲載する必要性があるのかと思いますし、候補者については本人の意向も必要だと思います。成年後見制度は本人の同意をもって、今後進めていくような制度に変わっていきますので、同意の有無についてもある方がいいと思います。あとは、後見人が選任された後、

権利擁護支援チームを作っていき、チーム支援をしていく記載があるとよいと思いました。さらには、中核機関の役割や活用についても掲載した方がよいと思います。

そうすると、運用・活用マニュアルのようになるので、入口から申立て終結まで掲載するとともに苦情や後見人の変更等についても掲載して欲しいと思います。

今後民法改正したら、専門職後見人が市民後見人に交代ができるというところにはなってくるので、そのあたりの苦情とか相談はどこなのかみたいなのところも、一次相談窓口としては記載があった方がよいと思います。

国のポータルサイトとか関連するような情報も掲載する方がよいと思います。

○会長

そうしたら一通り伺いましたが、例えば事務局からもう少し意見をいただきたいなというのはあったりしますか。

○事務局

どうもありがとうございました。

現場寄りのご意見から、支援者の皆様の立場からと、様々な方向性でのご意見をいただきまして、非常に目からうろこの部分もありました。

こちらを参考に検討させていただきたいと考えております。

またこの場で、思いつかなかったことがありましたらぜひご意見票の方で引き続きご意見の方をいただけますと大変助かりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○会長

ご意見票は、期限がありますのでそれまでにお出しいただけると助かります。

【4 その他2）令和7年度 松戸市成年後見相談室 相談受付状況】

○会長

そうしましたら議事の方を進めさせていただきたいと思います。

続きましては「令和7年度松戸市成年後見相談室の相談受付状況について」ということについて〇〇委員お願いします。

○委員

簡単にご報告だけさせていただきます。地域巡回講演会は常盤平・中央・小金の3圏域で6回やらせていただきます。

講師の方も決まっております、テーマも決まっております。最初は成年後見制度とはと

いうあたりから、自分に合った活用の仕方を考えてみようというテーマです。その次にこれからのために今できることは何だろうということでございます。3回目が自分に合った活用の仕方を考えてみよう。それからこれからのために今できることはと言うのが4回目です。5回目が自分に合った活用の仕方を考えてみようです。

今回は基本的なところをテーマにしているということでございます。社会福祉士の先生や司法書士の方、弁護士の方、各三士会から講師の推薦依頼を受けておりまして、その推薦依頼を受けた先生方をお願いするということになっております。

では先ほど議長から言われましたことについて、成年後見相談室の実態についてご報告させていただきます。資料4をご確認ください。

相談件数等はこのようなになっておりまして、高齢者と障害者で分けて記載してございます。新規は少なくなってますが継続が結構あります。障害者についても令和7年度は、新規の相談がどちらかという去年よりは少ないですが、継続は多くなっていると思います。

継続案件は、障害者の場合はどちらかという、非常に多いという印象ではございます。高齢者の相談減少については、前回協議会でも報告しましたけれども、地域包括支援センターからの申し立て支援に関する問い合わせがほとんどなかったということが原因ではないかというふうに思います。これは申し立て支援をしなくなるあいずがやらなくなったんではないかというふうに思っておりますが、混乱があると思います。

障害者の相談については、新規相談が激減しているものの、親や施設からの親亡き後の継続的な相談が増えているという傾向にあるということでございます。だんだん、親亡き後というのは非常に大きな問題になってるんだなというふうには思っております。

2ページ目でございます。

相談方法でございますが、この相談室は電話が基本なんですけれども、来所や訪問というのがないわけではございませんので、このような状態であります。高齢者や障害者ともに、電話の説明だけではなく、来所して詳しく相談をしたいというケースが増えております。チラシや施設など、支援者からの紹介で、問い合わせに繋がっているケースが多いと言えます。来所相談が予約制であることを知ってる方が増えてるということで、これは少しずつ松戸市成年後見相談室の存在が知られてきているのかなというふうに思います。去年の相談室の広報活動の不十分さというのに合わせて、広報活動をやっていこうじゃないかということで、その成果が少しは出ているのではないかというふうに思っております。

相談内容でございますけれども、圧倒的に成年後見制度の概要について聞きたいという人が多いように思います。高齢者についても、障害者についても、そのようなことでございます。高齢者については独居、子や頼れる親族がいないというケースや、親族から将来に備えて任意後見についての問い合わせが増えていると。やはり任意後見というテーマは避けて通れないところがあるのかなというふうには思っているところです。

障害者については、親からそろそろ申し立てを検討したほうがよいか悩んでらっしゃる方が多いんです。障害者の場合は、先ほどちょっと出ておりましたけれども、費用について

は非常に気にされている親御さんが多く、それはもう最も当然なことではございますけれども、成年後見制度の制度設計についても、考えていかなきゃいけないところではないかなというふうに思っているところでございます。

相談室の現状としては以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

こちら、委員の皆様の方でこの相談室の、報告いただいた状況について、ご質問ですとかご意見等がありましたらお願いいたします。

〇〇委員お願いします。

○委員

現場のケアマネジャーからしますと、成年後見制度について相談したいときに、まずどこへ相談したらいいのかというところにとっても迷うケースが多いと思います。

市の相談窓口にも相談させていただくこともあるかと思いますが、地域包括支援センターの方に相談することがすごく多いのかなと感じております。ケアマネジャーとして、一般相談も地域包括支援センターさんに相談します。その後の状況から成年後見に繋がることが多い印象です。そのために沢山の人数の相談を受けているでしょうし、1つの相談時間が長いと思います。そのため、ケアマネジャーと松戸市の窓口が連携をとって、相談しやすい関係が作ればもっと利用促進に繋がるのではないかと思います。以上です。

○会長

ありがとうございました。

地域包括支援センターの部分ということで、副会長からご意見の方はありますか。

○副会長

結構ケアマネジャーさんから、成年後見制度の話の相談を受けることは増えては来てるかなと思います。

あとはこれまで相談してきた弁護士さんとか司法書士さんが何人かいらっしゃるので、助成金を使う方向で相談し、訪問とかしてもらっています。

あと、申立てする人がいない市長申立なんかが増えてきているような気も何となくしてる。一人で暮らしてて、脳梗塞になり誰も判断する人がいないようなケースが病院から相談があったりすることが、最近増えてるかなっていう気がしてます。以上です。

○会長

ありがとうございました。他にこの相談室の関係についてございますでしょうか。

〇〇委員お願いします。

〇委員

報告の最終ページに、相談者（新規）というページがあると思うんですが、その新規相談者（障害者）の方のケアマネジャーってこれはもうあくまで介護保険のケアマネジャーのことですよ。これは例えば親御さんとかに関わってるケアマネジャーさんから、障害のあるお子さんの後見についての相談ってことです。相談支援専門員からの相談がもしあるとすればその他に入るのかなと思うんですが。そういった相談っていうのはありますでしょうか。

〇委員

すいません。そこは聞いてないので、今度確認します。

【4 その他1）松戸市における公的支援の実施状況について】

〇会長

他にございますでしょうか。

そうしましたら、議事を飛ばしてしまいまして、先ほど副会長からもありましたけど市長申立とか、そういったことも含めて令和7年度の松戸市における公的支援の実施状況を事務局から説明をお願いできますでしょうか。

〇事務局

資料をもどりまして、資料3「松戸市における公的支援の実施状況」について、ご説明いたします。なお、1ページから2ページは高齢者分野、3ページから4ページは障害者分野の内容となっておりますので、担当課ごとにご報告いたします。

まず、高齢者分野についてご説明いたします。令和7年度の市長申立件数は29件。申立てが必要となった方々の傾向としては、キーパーソンが入院等により突然頼れない状況となり、早急に成年後見人等の選任が必要となるケースが多数ございました。また、令和7年度の申立検討会から家庭裁判所へ申し立てるまでの平均日数は75.96日であり、申立てから審判が下りるまでの平均日数は22.4日でした。平均日数の短縮の要因として、令和6年7月以降、戸籍取得に関して、他市へ請求せずに松戸市で円滑に取得できるようになったことが考えられます。

次に、本人・親族が申立てを行う際に費用を助成する「本人・親族申立費用助成」ですが、令和7年度の件数は38件と、直近5年間で最大の件数となりました。

最後に、経済的な理由で成年後見人等へ報酬の支払いが困難である場合に費用を助成する「報酬助成」ですが、令和7年度は197件と直近5年間で最大の件数となりました。基

本的に年1回の申請となりますが、その申請回数につきましては、全体の3分の1は初回の申請であることから、新たに成年後見人が選任された方の利用が増加傾向にございます。このことから、今後も申請件数の増加が見込まれる状況です。

続きまして、障害者分野についてご説明いたします。

3ページ目をご覧ください。

令和7年度実施しました、市長申立の件数は、前年度と比べ3件減少しております。内訳としましては、虐待案件1件、重度知的障害者ケース1件、認知力低下による申立てが1件となっております。前年度から減少しておりますが、件数が少数であるため、この傾向について細かく分析することは難しいですが、虐待事案の発生や一般相談等による変動内であると認識しております。

次に、本人・親族申立費用助成についてですが、市長申立件数同様減少しておりますが、傾向的には大きな変化は見られておらず、概ね横ばいの状況です。

続いて4ページ目をご覧ください。

こちらでは、報酬助成についてご報告いたします。令和7年度は91件と年々増加傾向となっております。内訳を見ますと、施設入居中の被後見人等の件数が多く、次いで、在宅の被後見人等のケースが多くなっております。これは例年同じ傾向となっております。高齢者分野と同様、障害分野においても、申請件数の増加が今後見込まれる状況となっております。

最後に障害分野の傾向ですが、市長申立検討会から家庭裁判所に対する申立までの平均日数は76日であり、申立てから審判がおきるまでの平均日数は6.7日となっております。説明は以上です。

○会長

ありがとうございました。

では、この点について、委員の皆様からご質問、ご意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。○○委員お願いします。

○委員

市長申立についてのご質問です。高齢者分野・障害者分野、両方なんですけども、申立検討会から申立てに至るまでの平均日数は出ているんですけども。現場からの相談から申立検討会までの開催までにどれぐらい時間がかかっているのかっていうのを知りたいのと、あともう1つこの平均日数どちらも76日前後なんですけども、かかった日数についてどのように評価されてるのかなっていうお伺いしたいです。以上です。

○会長

事務局お願いできますか。

○事務局

では先に障害福祉課の方から、回答させていただきます。

市長申立の相談を受けたのちに申立検討会までにかかる日数的ですがケースによって様々だと思います。例えば障害者の方が入院をされていて状態が悪化等々にて、意思疎通が取れなくなったということで病院から話が入ったりとか、生活保護を受給されてる方だと、かなり情報が細かくありますので、すぐに検討会にかけられるっていうところがあります。

あとは、新規で基幹相談支援センターさんとか、相談支援専門員さんから受けるときには四親等以内で申立できるのかどうかとか、いろいろと確認することありますので情報が少なければ少ないほど日数を要するかなと思います。

なので早ければ初期相談から、1週間2週間でかけられるケースもあると思いますし、遅ければ、1ヶ月ぐらいかかることもあるのかなっていうの感覚としてあります。

もう1つの申立検討会から家庭裁判所へ申立てするまでの日数のところなんですが、障害福祉課は76日ということで約2ヶ月半ですが、もともとはもう少し時間を要していました。ただ令和6年から権利擁護担当を別に設け、かなり早くなったものと考えております。平均すると多分1ヶ月2ヶ月近く早くなっており障害福祉課としては、良い傾向というふうに考えております。以上です。

高齢分野について回答させていただきます。

基本的に、市長申立検討会を行う場合には地域包括支援センターから、フェイスシートや事前確認シートの提出がされ、当課権利擁護担当と地域包括支援センターを後方支援する地区担当が確認をして、市長申立検討会を開催させていただいております。

高齢分野に関しては基本的に件数が多く、月1回の開催を予定しております。従って、基本的に地域包括支援センター等に相談者からどのタイミングで相談が来るかというところまでは把握はしておりませんが、地域包括支援センターや地区担当が事例を把握して、1ヶ月以内には市長申立検討会に、事例が必ず上がってくるという流れを取っています。

また市長申立検討会を経てから、申立てに至るまでの流れや、日数は、障害分野と同様に、戸籍の確認、親族への意見書の確認、診断書の確認等をさせていただく関係で、お手元の資料に提示しました日数は平均を記載し75.9日となっております。

ただやはり個別の事案にあって虐待事例等の場合には、早めて申立て事務を行う。高齢分野の場合、親族が多岐にわたっておりまして、二親等以内の方に意見書の確認、戸籍を取得する場面で、兄弟が多く戸籍調査に時間がかかってしまうというのがございます。

ご説明は以上になります。

○委員

確認なんですけども、高齢者分野での申立検討会というのは、件数が多いことから月1での定期開催を行っていて、障害分野ではその検討会が必要に応じてということよろしいのでしょうか。

○事務局

障害分野においては臨時で開催しておりますので、早ければ、タイムリーで1週間以内に開催できるなどメリットがございます。

○会長

ありがとうございました。

他にございますでしょうか。そうしましたら、時間ももう迫って参りましたので、最後にこの場で共有しておいたほうがよい情報等がありますでしょうか。

そうしましたら、最後にオブザーバーの方で来られてます千葉家庭裁判所松戸支部の方から一言お願いできればと思います。

○オブザーバー

本日も貴重なお話を聞く機会をいただきまして、ありがとうございました。

継続取組みのところでお話がありました、市民後見協力員の養成講座につきましては、今年度、裁判所見学に協力させていただくことになっております。前回は令和6年度に開催されまして、その際は私の方で対応させていただいたのですが、市民後見協力員を目指す方の積極的な姿勢に、とても驚いた記憶があります。

裁判所としても協力できることがありましたら対応させていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○会長

本日の議事は以上となりますので、司会を事務局にお返しします。

【5 閉会】

○司会

会長ありがとうございました。

次回、令和8年度第2回松戸市成年後見制度利用促進協議会の開催予定は、令和9年2月16日火曜日午後3時からとなります。会議詳細等につきましては、追ってご案内させていただきます。

また、本日市役所駐車場にお車を止めの方は駐車券を受け付け職員までお持ちください。

以上をもちまして、令和8年度第1回松戸市成年後見制度利用促進協議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、ご出席くださり、誠にありがとうございました。

以上